

「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全項目評価書」の再評価についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、平成27(2015)年度の評価以降の変更箇所を含め、現時点における再評価を行った結果、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響等を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審査会は、特定個人情報ファイルの取扱いについて、今後も適正な運用が図られるよう次のとおり意見する。

- 1 評価書の中で、リスク対策については十分な対策を講じている旨の評価をしているが、当該評価書に記載されたリスク対策を確実に実行するとともに、今後も十分性を維持し、更に向上していくよう、継続的なリスク対策の検討と実施に努めること。
- 2 情報の発生、利用時だけでなく、情報利用終了後のデータ移行、削除等に係るリスクアセスメントについて、継続して検討を行うこと。
- 3 委託先に対する実地調査や監督指導について着実に実施するとともに、再委託先についても適切な管理監督に努めること。
- 4 ログ確認等の頻度に係る妥当性について継続した検討に努めるとともに、今後の方向性としてリスク発生の予兆検知についても検討を行うこと。

第2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和元(2019)年12月5日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和元(2019)年12月23日 (第29回審査会第1部会)	・ 実施機関からの説明及び質疑応答 ・ 第1回審議
令和2(2020)年1月29日 (個別点検)	・ 臨時委員による特定個人情報評価書の個別点検
令和2(2020)年2月19日 (第31回審査会第1部会)	・ 実施機関からの説明及び質疑応答 ・ 第2回審議

第3 答申に関与した委員及び臨時委員（五十音順）

委 員：秋山 伸恵、黒田 葉子、島藺 佐紀、塚本 純
臨時委員：坂田 信裕、永井 明